

# 公 告

次の工事を一般競争入札により実施するので告示する。

令和 5年 6月 26日

社会福祉法人釧路愛育協会  
理事長 和田 敏幸

## 記

### 1 入札に付する事項

(1) 工事名 社会福祉法人釧路愛育協会 あいこう認定こども園改築工事

(2) 事業場所 釧路市愛国西1丁目24番10号

(3) 工事概要

ア ① あいこう認定こども園園舎解体工事 コンクリートブロック

延べ床面積 620.4 m<sup>2</sup>(187.7 坪)

② あいこう認定こども園新園舎工事 木造

延べ床面積 937.4 m<sup>2</sup>(283.6 坪)

イ 予定価格 512,996,000円 (消費税込み)

(4) 工 期 令和5年7月20日から令和6年9月13日まで

### 2 発注方式

(1) この工事は単体又は特定建設工事共同企業体による方式とする。

(2) 入札参加を希望する者は、単体又は特定建設工事共同企業体の構成員について下記に掲げる入札参加資格及び下記4に掲げる入札参加条件を満たすとともに、下記5に掲げる条件を満たす単体又は特定建設工事共同企業体を自主的に結成したうえで入札参加の申請をしなければならない。

### 3 単体又は特定建設工事共同企業体の構成員の入札参加資格に関する事項

令和4・5年度釧路市建設工事等競争入札参加資格者名簿に建築業者として登載し、格付等級「A」認定を受けていること。

### 4 入札参加条件に関する事項

入札に参加しようとする者（特定建設共同企業体の場合構成員も含む）は、申請日現在において次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないこと。

(2) 公告の日から入札執行日までにおいて、釧路市建設工事等指名停止取扱要綱の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている

者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。

- (4) 釧路市暴力団排除条例（平成24年釧路市条例第33号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 釧路市内に本店を有していること。ただし、釧路市が規定する地元扱い業者を含む。  
なお、当該工事と同種又は類似の同規模工事（木造の児童福祉施設又木造の公共建築物における建築工事）の実績があること。
- (6) 申請日を基準として過去2年間において、釧路市請負工事成績評定要綱の規定に基づく成績評定でEランク評価を2年連続して受けていないこと。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）等の規定に基づき、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を工事現場に適正に配置できること。ただし、現場代理人は共同企業体の代表者が配置すること。

#### 5 特定建設工事共同企業体の結成条件

特定建設工事共同企業体を結成する場合次の条件を満たさなければならない。

- (1) 各構成員は当該工事の入札において2以上の共同企業体の構成員としないこと。
- (2) 構成員の数が2者以上であること。
- (3) 各構成員の出資比率の限度は「釧路市建設工事共同企業体の運用基準」に従うこと。
- (4) 特定建設共同企業体の代表者の出資割合が他の構成員の出資割合を下回らないこと。
- (5) 構成員のいずれかは、当該工事と同種又は類似の同規模工事（以下「同規模工事」という）について、元請として施工実績があること。ただし、工事目的物の引渡し完了しているものに限る。なお、同規模工事の元請実績が特定建設共同企業体によるものである場合は、出資比率が20パーセント以上であること

同種又は類似の同規模工事とは、木造の児童福祉施設又は木造の公共建築物における建築工事の元請実績とする。

#### 6 入札参加資格申請

- (1) 当該工事の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を持参して提出しなければならない。

##### ア 申請書類

- (ア) 一般競争入札参加資格確認申請書・単体用（様式1-1）
- (イ) 一般競争入札参加資格確認申請書・共同企業体用（様式1-2）
- (ウ) 入札参加資格確認調書（様式2）【各構成員分】
- (エ) 同規模工事の施工実績を証する書面
- (オ) 配置予定技術者等の技術資格を証する書面
- (カ) 会社更正法及び民事再生法に係る申立書（様式3）【該当する場合のみ提出すること】
- (キ) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記様式1：特定建設共同企業体のみ提出）
- (ク) 共同企業体協定書（別記様式2：特定建設共同企業体のみ提出）

イ 提出期間

令和5年6月26日(月)から令和5年7月7日(金)までの土曜日、及び日曜日、祝日を  
除く毎日、9時から17時まで

ウ 提出先

釧路市愛国西1丁目24-10

社会福祉法人釧路愛育協会 あいこう認定こども園

電話 0154-36-3142

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、社会福祉法人釧路愛育協会あいこう認定こども園において、告示の日から配布するとともに、社会福祉法人釧路愛育協会ホームページに掲載する。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該工事の入札に参加することができない。

(4) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された資料は、提出者に無断で目的外に使用しない。

ウ 提出された申請書類は、返却しない。

エ 受付期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という）により通知する。

(1) 通知日時

令和5年7月10日(月) 午後1時から午後5時まで

(2) 通知する場所

6の(1)ウと同じ。

(3) その他

ア 確認通知書は(2)に示す場所で当該申請者に、参加申請時に示す所定の手続きを経て直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。

イ 確認結果について、電話等による質問は受け付けない。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、当法人に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。この場合には、令和5年7月11日(火)までに書面を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は、社会福祉法人釧路愛育協会あいこう認定こども園に持参して提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、令和5年7月12日(水)までに回答する。

9 設計図書の閲覧等

(1) 当該工事に係る設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和5年6月26日(月)から令和5年7月7日(水)までの土曜日、日曜日、及び祝日を  
除く毎日9時から17時まで

イ 閲覧場所 釧路市愛国西1丁目24-10

あいこう認定こども園

電話 0154-36-3142

(2) 入札参加を希望する者で設計図書等が必要な場合は、次により有料で複写することができる。

ア 取扱期間

令和5年6月28日(水)から令和5年7月7日(水)まで

イ 取扱先

釧路市共栄大通9丁目1共栄バレス106号

株式会社 ファベール 電話0154-65-9227

(3) 設計図書に対する質問がある場合には、次のとおり任意の質疑応答書を下記へEメールま  
たはFAXにより提出すること。

ア 受付日

令和5年7月5日(水) 午後1時～午後5時まで

イ 受付先

株式会社 武田建築設計事務所

Eメール:takeda-ti@bh.wakwak.com

FAX:0154-41-3827

担当者名:石井 孝行、

(4) (3)の質問に対する回答は、次のとおりとする。

ア 回答日

令和5年7月7日(金) 午後5時までに回答

イ 回答方法

質疑先のEメールまたはFAXにて回答

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年7月13日(木) 午前11時

(2) 場所 釧路市武佐4丁目28番10号

社会福祉法人釧路愛育協会 2階会議室

11 最低制限価格の設定

最低制限価格を設定し、事後公表とする。

12 入札方法等

(1) 入札者は、所定の入札書及び入札金額内訳書に必要事項を記入し、提出しなければならない。  
い。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 1者の参加であっても有効とする。
- (4) 入札回数は、3回までとする。ただし、初回又は第2回目の入札において、参加を辞退した者又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。
- (4) 第3回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴する。
- (5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

### 13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書に記名又は押印がなされていない入札
- (2) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (3) 2以上の入札書を提出した者の入札
- (4) 入札書の内容が確認できない入札
- (5) 入札に関し不正の行為をした者の入札
- (6) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札
- (7) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札
- (8) その他、入札心得（以下「入札心得」という）第7条による。

### 14 入札保証金

免除する。

### 15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の入札価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最低制限価格を下回る入札をした者は失格とし、再度の入札には参加できない。
- (2) 有効な入札のうち、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

### 16 入札結果の公表

入札結果については、入札日の午後5時までに当法人において閲覧に供するとともに、社会福祉法人 釧路愛育協会ホームページに掲載する。

### 17 請負代金内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札決定後、速やかに請負代金内訳書を提出すること。
- (2) 請負代金内訳書の様式は自由とするが、最低限、数量、単価、金額等を明らかにしたものであること。

(3) 請負代金内訳書は、参考図書として提出を求めるものである。

18 契約締結期限

当該工事の契約締結期限は令和5年7月19日（水）までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

19 契約保証金

免除する。

20 契約書作成の要否

要

21 契約金の支払い方法

(1) 前払金（令和5年度支払）

5千万円（国庫補助金並びに釧路市補助金入金後）

(2) 中間払金（令和5年度終了後）

8千万円（工事出来高25%達成確認及び国補助金並びに釧路市補助金 入金後）

(3) 工事竣工引き渡し後 残金全額（国補助金並びに釧路市補助金 入金後）

22 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律等

該当する。

23 現場代理人について

専任とする。

24 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、社会福祉法人釧路愛育協会契約手続実施要綱、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

25 問合せ先

〒085-0057 釧路市愛国西1丁目 24-10

社会福祉法人 釧路愛育協会 あいこう認定こども園

電話 0154-36-3142

Mail aikou946@royal.ocn.ne.jp